

岩 手 県 報

第 1 0 5 1 5 号

平 成 1 7 年 1 2 月 1 6 日

金 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

頁

- 不健全な図書類の指定……………（青少年・男女共同参画課） 1
- 知的障害者福祉法の規定による指定知的障害者更生施設等の指定の辞退……………（障害保健福祉課） 1
- 家畜人工受精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の実施……………（畜産課） 2
- 家畜が患畜となったことを発見したことについての

- 届出……………（ ） 2
- 建設業の許可の取消し……………（建設技術振興課） 2
- 港湾計画の変更の概要……………（港湾空港課） 3
- 平成18年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等……………（出納局総務課） 4
- 海区漁業調整委員会公示
- 岩手海区漁業調整委員会公示の用字等の表記に関する規程…………… 5

告 示

岩手県告示第1070号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

平成17年12月16日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定番号	種類	名 称 等	発行所名	指 定 理 由
17-204	コミック雑誌	きっすい 1月号	英知出版(株)	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
17-205	〃	COMICペンギンクラブ 1月号	辰巳出版(株)	
17-206	〃	COMIC快樂天 1月号	㈱ワニマガジン社	
17-207	〃	本当にあった人妻の浮気話 1月号	ミリオン出版(株)	
17-208	〃	人妻本当にあったHな話 Vol.6 別冊本当にあったHな話 1月1日号増刊	㈱ぶんか社	
17-209	〃	これが本当！人妻のH話 1月号	㈱バウハウス	
17-210	〃	ムク！vol.05 クリーム1/5増刊	㈱ワイレア出版	
17-211	〃	特撰三十路妻 1月号	㈱笠倉出版社	
17-212	〃	オトナの実名で話せない秘密の告白 1月号	雄出版(株)	

17-213	〃	密の誘惑 漫画ユートピア 1月号増刊	㈱笠倉出版社
17-214	〃	漫画ピンクタイム 1月号	㈱辰巳出版
17-215	〃	漫画ボン 1月号	㈱大都社
17-216	〃	漫画オリンピア 1月号	辰巳出版(株)
17-217	〃	別冊ローレンスVol.4 漫画ローレンス 1月号増刊	㈱綜合図書
17-218	〃	漫画ローレンス 新年1月号	㈱綜合図書
17-219	雑誌	アクション写真塾 1月号	㈱サン出版
17-220	〃	スーパー写真塾 1月号	㈱コアマガ
17-221	〃	ナンバー妹 ドント 1月号増刊	㈱サン出版
17-222	〃	Dr.ピカソ 1月号	㈱バウハウス
17-223	〃	別冊ストリートシュガー ストリートシュガー 1月号増刊	㈱サン出版
17-224	〃	別冊GON！ 1月号	ミリオン出版(株)
17-225	〃	ホイップ 1月号	㈱コアマガジン
17-226	〃	月刊ドント！ 1月号	㈱サン出版
17-227	〃	〔月刊〕メルフレボンバー 1月号	KKベストセラーズ
17-228	〃	URECCOgal 1月号	ミリオン出版(株)

岩手県告示第1071号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の29の規定に基づき、次のとおり指定知的障害者更生施設等の指定の辞退があった。

平成17年12月16日

岩手県知事 増 田 寛 也

特定知的障害者授産施設（特定知的障害者通所授産施設）

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定の辞退の効力発生年月日
03000200037536	コスモスの家	胆沢郡胆沢町南都田字小十文字339番地1	平成18年1月1日

岩手県告示第1072号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり実施する。

平成17年12月16日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 講習会の期間及び場所

- (1) 期間 平成18年2月2日から同月24日まで
(2) 場所 岩手郡滝沢村滝沢字砂込 岩手県農業研究センター畜産研究所

2 対象家畜の種類 牛

3 講習人員 20人

4 受講手続等

- (1) 受講手続 受講希望者は、家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和35年岩手県告示第328号）第6条に規定する書類を平成18年1月13日までに最寄りの地方振興局農政部または農林部に提出すること。
(2) 受講者の決定 受講希望者について、所要の審査を行い、当該希望者に受講の諾否を通知する。
5 その他 本講習会は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会について、家畜体内受精卵移植に関する講習会を部分的に開催するもので、牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者を対象とする。詳細については、最寄りの地方振興局農政部または農林部に問い合わせること。

岩手県告示第1073号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成17年12月16日

岩手県知事 増 田 寛 也

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	二戸郡一戸町中山字家向39-145	平成17年12月6日

岩手県告示第1074号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成17年12月16日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成17年11月4日
(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 東北橋梁建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡玉山村大字渋民字狐沢70番地の2

ウ 代表者の氏名 小山田周右

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第1607号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成17年11月2日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

2 (1) 処分をした年月日 平成17年11月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社佐藤組

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字堀川1番地8

ウ 代表者の氏名 佐藤弥三郎

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-13）第4022号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成17年10月31日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

3 (1) 処分をした年月日 平成17年11月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 日東鋼管株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘一丁目30番51号

ウ 代表者の氏名 村松栄一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第4957号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成17年11月21日付けでとび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

4 (1) 処分をした年月日 平成17年10月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社宮長

イ 主たる営業所の所在地 宮古市大字近内第6地割180番地

ウ 代表者の氏名 鈴木静雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6957号

(3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成17年10月31日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成17年11月17日
 (2) 処分を受けた者
 ア 商号又は名称 有限会社高佐
 イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第18地割1番地1
 ウ 代表者の氏名 高橋佐一
 エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第7928号
 (3) 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (4) 処分の原因となった事実 平成17年11月16日付けで屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成17年10月28日
 (2) 処分を受けた者
 ア 商号又は名称 有限会社工藤舗装
 イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町中山字西火行6番地
 ウ 代表者の氏名 工藤成男
 エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第8402号
 (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (4) 処分の原因となった事実 平成17年10月27日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成17年11月10日
 (2) 処分を受けた者
 ア 商号又は名称 有限会社大地建設工業
 イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田中央二丁目8番31号
 ウ 代表者の氏名 立花裕子
 エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第8638号
 (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (4) 処分の原因となった事実 平成17年11月8日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成17年11月15日
 (2) 処分を受けた者
 ア 商号又は名称 有限会社高橋工務所
 イ 主たる営業所の所在地 花巻市南笹間5地割272番地
 ウ 代表者の氏名 高橋忠雄
 エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第8836号
 (3) 処分の内容 大工工事業及びとび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (4) 処分の原因となった事実 平成17年11月10日付けで大工工事業及びとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成17年11月4日
 (2) 処分を受けた者
 ア 商号又は名称 有限会社西部建設工業
 イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町字中沼70番地2
 ウ 代表者の氏名 阿部兼次郎

- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第9366号
 (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (4) 処分の原因となった事実 平成17年11月4日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 平成17年11月9日
 (2) 処分を受けた者
 ア 商号又は名称 有限会社新田重機
 イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村鶴飼字向新田7番地191
 ウ 代表者の氏名 新田哲夫
 エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第9737号
 (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (4) 処分の原因となった事実 平成17年11月9日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 平成17年11月28日
 (2) 処分を受けた者
 ア 商号又は名称 有限会社コストホーム
 イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村篠木字明法27番地1
 ウ 代表者の氏名 佐藤重幸
 エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第20133号
 (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (4) 処分の原因となった事実 平成17年11月21日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

岩手県告示第1075号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第1項の規定により
 定めた釜石港港湾計画を次のとおり変更した。

平成17年12月16日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 港湾計画の変更の概要

(1) 公共ふ頭計画(追加、削除)

完成自動車等の内貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次の
 とおり計画する。

須賀地区

岸壁 水深10メートル 延長240メートル(追加)

ふ頭用地 11ヘクタール(荷捌施設用地及び保管施設用
 地)(うち3ヘクタール工事中、5ヘクタール既
 設)(追加)

既設

岸壁 水深7.5メートル 延長130メートル

物揚場 水深4メートル 延長192メートル

ふ頭用地 9ヘクタール(荷捌施設用地及び保管施設
 用地)

(2) 水域施設計画(追加)

係留施設の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。
 泊地

須賀地区 水深10メートル 面積3ヘクタール

(3) 土地造成及び土地利用計画(変更)

港湾施設の計画に対応するため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ヘクタール)

用途 地区名	ふ頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合計
須賀地区	(3) 14	(1) 3	31	2	(1) 2	(4) 51

注1 今回の一部変更に係る区域のみ記述した。

2 () は造成を伴う土地利用計画で内数である。

3 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位：ヘクタール)

用途 地区名	ふ頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	合計
須賀地区	(1) 12	(1) 3	31	2	(1) 2	(2) 49

注1 今回の一部変更に係る区域のみ記述した。

2 () は造成を伴う土地利用計画で内数である。

3 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾空港課及び釜石地方振興局土木部

岩手県告示第1076号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成18年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れ（以下「物品購入等」という。）に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る競争入札（以下「特定調達契約に係る競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めた。

平成17年12月16日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 物品購入等の種類

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 印刷物類
- (3) 家具類
- (4) 電気器具類
- (5) 機械器具類
- (6) 精密機械類
- (7) 医療器具・薬品類
- (8) 燃料油脂類
- (9) 車両・船舶類
- (10) その他の物品

2 特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる事項につき審査の上必要に応じて等級別に格付けされた資格

- (1) 年間平均生産（販売）高
- (2) 従業員数
- (3) 自己資本額

(4) 生産に要する減価償却資産の額

(5) 流動比率

(6) 営業年数

(7) ISO認証（国際標準化機構が定めた規格の認証をいう。以下同じ。）の取得の有無

(8) 障害者の雇用状況

3 資格審査の申請の方法

(1) 申請に必要な提出書類

ア 物品購入等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

イ 物品購入等競争入札参加資格審査調査書

ウ 債権債務者登録票

エ 法令上許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けていることを証する書面

オ 商業登記簿の謄本（個人にあっては、営業証明書）

カ 納税証明書

(ア) 県内に事務所又は事業所を有する者

a 申請書を提出する日（以下「申請日」という。）の属する年の直前1年間に岩手県に納付した事業税の納税証明書

b 申請日の属する年の直前1年間に納付した消費税及び地方消費税の納税証明書

(イ) 県内に事務所又は事業所を有しない者

a 申請日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税の納税証明書

b 申請日の属する年の直前1年間に納付した消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 生産に要する減価償却資産内訳書（物品の製造の請負についての資格審査を受けようとする者に限る。）

ク 法人にあっては申請日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類をいう。以下同じ。）、個人にあっては申請日の属する年の前年及び前々年の所得に係る確定申告書の写し

ケ ISO認証を取得している者にあっては、当該取得に係る証明書の写し

コ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により障害者雇用状況報告書を公共職業安定所の長に提出している者にあっては、当該報告書の写し

(2) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書、債権債務者登録票及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の提出書類で外国語で記載するのは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄については、日本国通貨により記載すること。外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額を記載すること。

(3) 申請書等の交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先 別表の左欄に掲げる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表右欄に掲げる場所（郵送により申請書及び債権債務者登録票の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当

する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）

- (4) 申請書等の提出方法 (3)の提出場所に直接持参すること。
ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、岩手県出納局総務課又は各地方振興局企画総務部に郵送することができる。なお、既に物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1329号）第2条に規定する競争入札参加資格基準に係る審査を受け、有効期間が平成20年3月31日までの物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、この告示に係る資格を取得した者とみなす。

(5) 提出部数 1部

- (6) 申請書等の受付期間 岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、随時、申請を受け付ける。

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間 この告示に係る資格の有効期間は、資格を付与された日から平成19年3月31日までの間とする。

(2) 資格の有効期間の更新手続

ア 平成17年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成16年岩手県告示第905号）4(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、3(6)に掲げる期間に3(1)に掲げる提出書類を3(3)の場所に提出すること。

イ (1)の資格の有効期間の更新を希望する者の更新手続に関しては、平成18年12月中に告示する。

別表

事務所又は事業所の所在地	交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先
盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	盛岡地方振興局企画総務部
花巻市 稗貫郡 和賀郡のうち東和町	花巻地方振興局企画総務部
北上市 和賀郡(東和町を除く。)	北上地方振興局企画総務部
水沢市 江刺市 胆沢郡	水沢地方振興局企画総務部
一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡	一関地方振興局企画総務部
一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域 東磐井郡	千厩地方振興局企画総務部
大船渡市 陸前高田市 気仙郡	大船渡地方振興局企画総務部
遠野市	遠野地方振興局企画総務部
釜石市 上閉伊郡	釜石地方振興局企画総務部
宮古市 下閉伊郡(普代村を除く。)	宮古地方振興局企画総務部
久慈市 下閉伊郡のうち普代村九戸郡(軽米町及び九戸村を除く。)	久慈地方振興局企画総務部
二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	二戸地方振興局企画総務部

岩手県外(県内に事務所又は事業所を有しない者に限る。)

出納局総務課又は各地方振興局企画総務部

備考 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、次のこと。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所の所在地を所管する地方振興局に行うこと。
- (2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、県内の事務所又は事業所の所在地を所管する地方振興局のうちいずれかに行うこと。

海区漁業調整委員会公示

岩手海区漁業調整委員会公示第2号

岩手海区漁業調整委員会公示の用字等の表記の整備に関する規程を次のように定める。

平成17年12月16日

岩手海区漁業調整委員会

会長 宮古漁業協同組合

岩手海区漁業調整委員会公示の用字等の表記の整備に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている岩手海区漁業調整委員会公示（次条及び附則第2項において「既存公示」という。）の用字等の表記の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(用字等の表記の整備)

第2条 他の既存公示中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「ゃ」、「ゅ」、「ょ」、「ゃ」、「ゅ」又は「ょ」
2 促音として用いられている「つ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
3 動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
4 動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」
5 動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
6 動詞「因る」の語幹「因」	「よ」
7 「に定が」、「に定の」、「の定が」又は「の定の」	それぞれ「に定めが」、「に定め」、「の定めが」又は「の定め」
8 うえ	上
9 すみやかに	速やかに
10 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
11 「外」（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	「ほか」
12 各号の一	各号のいずれか

13 「本」（当該「本」が用いられている章、節、条、項又は号を示す意味で用いられている場合に限る。）	「この」
14 かぎ括弧として用いられている「」又は「」	それぞれ「「」又は「」」
15 「囲むこと」又は「記載すること」、「記入すること」、「記名押印すること」、「作成すること」、「添えること」、「提出すること」、「添付すること」、「付すること」、「抹消すること」その他動詞の連体形に「こと」を付した字句（様式の備考又は注において、指示の意味で用いられているものに限る。）	それぞれ「囲んでください」又は「記載してください」、「記入してください」、「記名押印してください」、「作成してください」、「添えてください」、「提出してください」、「添付してください」、「付してください」、「抹消してください」その他動詞の連用形に「てください」を付した字句
16 「要しないこと」又は「記載しないこと」、「記入しないこと」その他動詞の未然形に「ないこと」を付した字句（様式の備考又は注において、指示の意味で用いられているものに限る。）	それぞれ「要しません」又は「記載しないでください」、「記入しないでください」その他動詞の未然形に「しないでください」を付した字句
17 「差し支えないこと。」又は「できること。」（様式の備考又は注において用いられているものに限る。）	それぞれ「差し支えありません。」又は「できます。」
18 「殿」（様式において、名あて人の敬称に用いられるものに限る。）	「様」

（適用除外）

第3条 前条の規定は、法令を引用する部分、固有名詞その他同条の規定によることが適当でないと認められる部分で岩手海区漁業調整委員会が別に定めるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この公示は、平成17年12月16日から施行する。
- 2 この公示による改正前の他の既存公示（以下「改正前公示」という。）の様式による申請書等は、この公示による改正後の当該他の既存公示の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前公示の様式による用紙等は、当分の間、これを使用することができる。

岩手県報 第10515号

平成17年12月16日 印刷

平成17年12月16日 発行

発行人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

購読料 1箇月 3,400円（送料共）

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社